

まちづくり活動支援事業 補助金申請の手引き

● 募集期間 ●

令和7年	5月	1日	～	5月16日
令和7年	6月	10日	～	7月10日
令和7年	8月	1日	～	8月22日
令和7年	10月	1日	～	10月22日

南相馬市コミュニティ推進課

1 まちづくり活動支援事業補助金の目的

まちづくり活動支援事業補助金は、市民活動団体が地域資源を有効に活用し、自主性・主体性を持って取り組む、まちづくり事業や人材育成事業を実施するために要する経費に対し、予算の範囲内で補助するものです。

《市民活動団体とは》

営利を目的としない、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する団体で、次のいずれにも該当しない団体です。

- ❖ 政治活動や布教活動を主たる目的とした団体
- ❖ 公職選挙法第3条で規定する公職の候補者若しくは公職にあるもの又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体
- ❖ 公益を害するおそれがあると市長が認める団体

2 補助対象となる団体

補助対象となる団体は、次の要件を全て満たす必要があります。

- ❖ 規約を有し、自主的・自発的に活動している団体又は活動することが見込まれる組織であること。
- ❖ 団体の代表者が明確で、主たる事務局の所在地及び活動の拠点が南相馬市内であること。
- ❖ 会計経理が明確である団体であること。
- ❖ 原則として3人以上で構成されている団体であること。

3 補助対象となる事業

『まちづくり市民活動部門』

★スタートコース★

- ❖ 市民活動を開始または団体を組織することを目的とした事業
- ❖ 団体を組織し継続して活動していくために効果的な事業

★ステップアップコース★

- ❖ 不特定多数の市民の利益向上が図れる公益性の高い事業
- ❖ 地域間交流人口の増加を図るために効果的な事業
- ❖ 地域の様々な課題を自主的に解決するために、創意と工夫をもって取り組むまちづくり事業
- ❖ 地域の特色や資源を効果的に活用し、地域情報を発信できる個性的なまちづくり事業
- ❖ 団体が自主性をもって実施する事業で、団体の資質向上に効果的な事業

4 補助金の内容

	補助上限額	補助率	対象期間
スタートコース	10万円	補助対象経費の 8/10 以内	同一事業につき 1 回限り
ステップアップコース	50万円	補助対象経費の 5/10 以内	同一事業につき 3 年間

5 申請方法

(1) 申請方法

補助申請は南相馬市役所復興企画部コミュニティ推進課に申請してください。なお、申請にあたっては、事前に関係書類を持参いただくなど事前相談をお願いします。

〒975-8686

南相馬市原町区本町二丁目27番地（西庁舎1階）

南相馬市役所 復興企画部 コミュニティ推進課

電話：0244-24-5411 FAX：0244-24-5347

(2) 提出書類

申請にあたっては、次の書類の提出をいただきます。

- ❖ まちづくり活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ❖ まちづくり活動支援事業計画書（様式第2号）
- ❖ まちづくり活動支援事業収支予算書（様式第3号）
- ❖ 市民活動団体の規約
- ❖ 団体構成員名簿
- ❖ その他【見積書・カタログ等】

(3) 申請期限

予算がなくなり次第募集を終了しますので、ご了承ください。

なお、募集を終了する場合は市のホームページでお知らせいたします。

6 採択方法

申請のあった事業計画の採択にあたって、認定委員会において採択基準に基づく審査及び審議を行います。その際に、認定委員会に出席を頂き、事業の説明・意見を求めることがあります。

《採択基準》

- ❖ 費用対効果：事業計画に基づき活動が投資した金額と比較して効果があるか
- ❖ 発展性：事業活動を通じて、市民活動団体の発展性がみられるか
- ❖ 公益性：一部の特定の人に限らず、広い範囲の市民の参加が可能か。
- ❖ 実現性：事業計画に具体性があり、事業実施により目的を達成することが期待できるか。

7 補助金の交付

補助金の交付は、事業完了後の確定払いとしますが、事業の遂行に必要な場合は概算払いにより補助金の交付を受けることが可能です。

概算払いにより補助金の交付を受ける場合は、別途、市に対して概算払い請求書の提出が必要となります。

8 実績報告と精算

事業が完了したら、その日から起算して15日以内に、市に対し実績報告書を提出する必要があります。

市は提出された実績報告書を基に、事業の実地精査を行います。補助金の額を確定します。なお、事業の実施にあたって、事業内容の変更や事業費の2割の増減を生じることがある場合は、事前に市の担当課に必ず相談をしてください。

《提出する書類》

- ❖ まちづくり活動支援事業実績書（様式第10号）
- ❖ まちづくり活動支援事業収支精算書（様式第11号）
- ❖ 成果品若しくはその写し又は事業実施の際の写真・パンフレット等
- ❖ まちづくり支援活動支援事業事後評価シート（様式第12号）
- ❖ 領収書の写し

※実地精査にあたっては、預金通帳及び現金出納簿等関係虚証資料の提示を求め審査を行うこととなります。

補助金請求は、補助金額が確定してから、まちづくり活動支援事業補助金交付請求書を提出してください。

9 事業成果報告

事業の成果等を広く市民にお知らせするため、事業内容の公表を計画しています。また、事業成果発表会への参加をお願いすることもあります。

10 問合せ先

南相馬市 復興企画部 コミュニティ推進課

〒975-8686

南相馬市原町区本町二丁目27番地（西庁舎1階）

電話：0244-24-5411

FAX：0244-24-5347

E-mail：commusui@city.minamisoma.lg.jp